

## 役員任期満了に伴う理事長選出の取り扱いについて

### ■ 役員の種類（規約抜粋）

第7条 この会に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人 (2) 理事(理事長を含む)構成機関の数 (3) 監事 2人

2 理事は構成機関の長をもって充てる。

3 理事長は、理事の互選により定める。

4 監事は理事会において選任する。

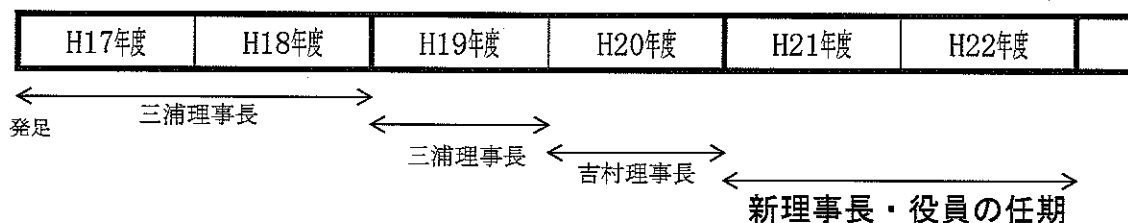
第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### ■ 役員任期

規約第9条により役員任期は2年、現役員任期は平成20年度末まで。



### ■ 選出の時期

- 理事 構成機関の長
- 理事長 理事の互選により選出（理事会：平成21年4月 日）
- 監事 理事会において選任